

# 新たな大都市制度について

## 特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ～ 住所はどうなるの? ～



大阪市長 松井一郎

町名は、特別区設置の決定後、住民の皆さんのご意見をお聴きしながら決定します。  
住所変更にもなう手続きで、住民の皆さんにできる限りご負担をかけないよう、調整していきます。

### 町名は住民の皆さんのご意見をふまえて決定します

- 令和2年秋～冬 特別区設置についての住民投票
- 令和3年春 町名素案公表
- 令和3年度中 市会への報告を経て町名案決定
- 令和7年1月1日 特別区設置の日

「町名の取扱ルール(案)」をもとに作成した町名素案について、住民の皆さんにご意見をお聴きします。

### 住所変更の手続きについて

皆さんにできる限り手続きをしていただく必要がないように調整します。

※過去の市町村合併の事例では、運転免許証や国民健康保険証などは住所変更の手続きをしていただく必要はありませんでした。

### 特別区制度(案)における「町名の取扱ルール(案)」

現在の行政区の名称は、住民の皆さんにとって愛着があることから、その取り扱いには十分に配慮し、一定のルールに基づいて町名に反映します。

**原則** 新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入します。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	■■区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	■■○○町×丁目	×番	×号

**例外** 次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。

- (例外1) ①特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区
- ②方位と混同されやすい西区

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
① 北区 池田町	・北区 北池田町	・北区 池田町 ・中央区 九条
② 西区 九条	・中央区 西九条	

- (例外2) ③行政区名と町名が連続する場合
- ④漢字表記が連続する場合

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
③ 住之江区 住之江	・中央区 住之江住之江	・中央区 住之江 ・淀川区 港晴
④ 港区 港晴	・淀川区 港港晴	

- ◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆ 今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎ 6208-8989 FAX 6202-9355

特別区制度全般  
についてはこちら

大阪市 特別区 目次

検索

